

地方公務員法の服務修得に関する請願書

紹介議員 打越浩 



件名 地方公務員法の服務修得に関する請願書

趣旨 ひたちなか市職員において、地方公務員法の服務を修得していない職員がいる。

地方公務員法は、地方公務員においての基本法である。しかし、殆どの職員が服務を修得していない。そこで、服務第6節の9条を修得するための条例を制定することを求める。

地方公務員法の服務は、「職員が仕事をするうえでの拠り所になる規定であり、難しいことは一切記載されていません。一見すると当り前のことを定めているが、住民のために職務を遂行する事の意義を改めて確認することが重要である。

(服務とは、服務に従事することで、修得とは、習い覚えて身につけること。)

地方公務員法 第三十二条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

服務は義務であり、理解した上での行動が前提となっていることを考えると、市民からの問に対し、回答できないことは取得していないこととなり、恥ずべきことである。

1. 服務の根本基準 (法第30条)
2. 服務の宣誓 (法第31条)
3. 法令等及び及び職務上の命令に従う義務 (法第32条)
4. 信用失墜行為の禁止 (法第33条)
5. 守秘義務 (法第34条)
6. 職務に専念する義務 (法第35条)
7. 政治的行為の制限 (法第36条)
8. 争議行為等の禁止 (法第37条)
9. 営利企業への従事等の制限 (法第38条)

ひたちなか市役所職員は、上記を修得することにより、法令順守と市民への宣誓義務を履行することにより、市民の税金の無駄使いとなる行為が減ることとなるので、罰則のある条例制定を求める。

上記のとおり請願書(陳述書)を提出します。

令和 4 年 6 月 23 日

請願者(代表) 住所 [REDACTED]

(陳述者) 氏名 [REDACTED] (他 18名)

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿